

| 枠  | カテゴリ    | Q.質問  | A.回答  |
|----|---------|---|---|
| 共通 | 1.制度一般  | 既に購入済み・発注済みの設備は対象か。                                 | 対象外。本補助金は、事前申請（設備更新前の申請）の後に購入したものののみ対象となります。設備は交付決定後に購入していただく必要があります。                 |
| 共通 | 1.制度一般  | 1つの設備で両枠申請できるか？<br>別々の設備であれば両枠申請できるか？               | 1つの設備で両枠することはできません。<br>別々の設備であれば両枠申請できますが、両枠ともに1事業者1申請まで可能です。                         |
| 共通 | 1.制度一般  | 申請から実績報告・請求まで多少の期間が空くと思われるが、請求前に予算額に達した場合、補助金は出るのか。 | 申請のあった分は予算を確保しておくため、補助金の申請があった時点で予算額に収まっている場合は支給可能です。                                 |
| 共通 | 1.制度一般  | 中小企業者の対象について、資本金と従業員数はどちらにもおさまっていなければならないか。         | 各業種において、資本金または従業員のいずれかを満たしていれば該当します。  |
| 共通 | 1.制度一般  | 紙面による申請は可能か。  | 電子申請（webフォーム）からの申請のみとなります。代理入力が必要な方は経済企画課へお問い合わせください。                                 |
| 共通 | 1.制度一般  | 工事や発注請負をする者が代理で申請してよいか。                             | 申請者名義が代理の方の申請は受理できません。必ず設備を設置される事業者様の名義でのご申請をお願いいたします。                                |
| 共通 | 1.制度一般  | この補助金の予算はいくらか。                                      | 両枠合計で97,500,000円です。   |
| 共通 | 2.対象事業者 | 個人の農家・漁師も対象となるか                                     | 中小企業支援法の「その他業種」に該当するため対象となります。<br>※注意：「小規模事業者」ではなく「中小企業者」に該当するため、生産性向上枠の補助率は1/2となります。 |
| 共通 | 2.対象事業者 | 自社から自社へ発注して更新する場合（個人事業主の場合も同様）も対象になるか？              | 補助の申請者と設備更新の領収書を出す事業者が同じ場合は対象外です。   |

| 枠  | カテゴリ    | Q.質問  | A.回答   |
|----|---------|---|--|
| 共通 | 2.対象事業者 | 当社は中小企業だが親会社が大企業である場合でも対象になるか？                  | 設備更新を行う会社単体で見るので対象になります。   |
| 共通 | 2.対象事業者 | 個人事業主で自宅が市外、店舗は市内、横須賀市には納税義務ないが対象か。             | 個人事業主の場合は、住民登録が市内である必要があるため、対象外となります。  |
| 共通 | 2.対象事業者 | 現在市外で事業を営んでいる。今後新たに横須賀へ進出し、設備を更新・導入したいが、対象となるか。 | まず横須賀市内で事業実態があることを証明できる必要があるため、進出後、履歴事項全部証明書や開業届、営業許可証等でお示しできるようになった後にご申請いただく必要があります。          |
| 共通 | 2.対象事業者 | マンションの管理組合は対象になるか。                              | マンション管理組合は補助対象外です（収益事業の有無でなく、中小企業支援法の第2条各号に該当しないため）。   |
| 共通 | 2.対象事業者 | 一般労働組合は対象か。                                     | 事業者を対象とした制度のため、事業協同組合や農協、漁協などは対象としていますが（中小企業支援法第2条第4・5号）、労働者の組合である労働組合は対象外となります。               |
| 共通 | 2.対象事業者 | 自宅で事業を行う事業者は対象にならないのか                           | 例えば1階が店舗で2階が住居など明確に事業所と自宅が区分できるものは対象です。一方で、自宅の居間でパソコンで作業をしているといったような、事業所と自宅の区分ができないものは対象外とします。 |
| 共通 | 3.対象設備  | 共有名義の設備は対象か。                                    | 対象外です。   |
| 共通 | 3.対象設備  | 自身で組み立てを行うので、設備の一部や部品等を購入する場合は対象か。              | 対象外です。   |
| 共通 | 3.対象設備  | 貸しビルの設備は対象か（共用部分に附属の設備など）。                      | 貸付を目的とするものは対象外（共用部分含め）。ただし、借主（テナント等）が大家の了承を得て、自分の店舗・事業所部分を更新するのは可とします。                         |

| 枠  | カテゴリ   | Q.質問   | A.回答  |
|----|--------|--|---|
| 共通 | 3.対象設備 | 会社の寮の機材は対象となるか。  | 賃貸物件は対象外のため、それに近い形であれば対象外です。  |
| 共通 | 3.対象設備 | 事務所敷地内ではなく、離れた駐車場に置く設備は対象となるか。                             | 対象外です。（中小企業等省エネ化・生産性向上補助金交付要綱第2条に定める事務所の定義に一致しないため）   |
| 共通 | 3.対象設備 | 展示するものは対象となりますか。   | 販売を目的とする商品は補助対象外です。   |
| 共通 | 3.対象設備 | パソコンは対象か。  | 対象外です（事業専用であることの見分けが難しいこと、その他汎用性がきくため）。   |
| 共通 | 4.対象経費 | 設備に附属する消耗品は対象となるか。   | 消耗品は対象外となります。申請の際は、内訳から除外していただきますようお願いいたします。  |
| 共通 | 4.対象経費 | 購入先と処分事業者が別となっても処分費は補助対象となるか。                              | それぞれ購入先、処分事業者への対象設備の支払いの確認ができれば対象となります。   |
| 共通 | 4.対象経費 | 機材を入れるのに天井やカウンター等の家具を一部加工（工事）しないと設置できない。工事代も補助対象になるか。      | それを実施しなければ更新ができない場合に限り、補助対象としますが、関連工事であると判断するためには同一契約の中で行うことが必要です。                                      |
| 共通 | 4.対象経費 | 空調の設置場所が更新前と別の場所に設置する予定だが、費用がかさむので更新前の機器の処分はしないつもりだが問題ないか。 | 「機器の更新」が対象のため、前述のとおり、元の場所に設置されたものが撤去されていることが必要です。   |
| 共通 | 4.対象経費 | 機器の更新（導入）に伴い、付属する棚やテーブル等を一緒に交換した場合、補助対象となるか。               | 対象外です。  |
| 共通 | 5.購入方法 | クレジットカード払いで買った場合、補助金の対象になるか。                               | 領収書等で補助対象経費（内訳）ごとの支払金額が確認でき、かつ、決済口座の通帳の写し等で引き落としの事実が確認できる場合に限り、対象となります。なお、支払名義人と事業者の関係性が不明確なものは対象外とします。 |

| 枠  | カテゴリ                   | Q.質問                                       | A.回答   |
|----|------------------------|--|--|
| 共通 | 5.購入方法                 | 割賦払い（分割払い・ローン等）も対象となるか。                    | 今回の補助金については補助対象外です。  |
| 共通 | 6.購入時期                 | 過去に実施した工事も対象にしてほしい。                        | 対象外です。   |
| 共通 | 6.購入時期                 | 処分費は別の業者で先に処分してもよいか。                       | 別の業者でも可としますが、処分する時期は交付決定後である必要があります。（支払いの書類上）  |
| 共通 | 6.購入時期                 | スケジュールの関係で交付決定前に工事を始めている可能性があるが問題ないか？      | 補助金対象となるためには、交付決定を待っての着手とさせていただく必要があります。審査の結果、交付決定されない（全額自腹）になることもご了承のうえでであれば発注・着手可とします。                             |
| 共通 | 7.申請入力<br>(e-kanagawa) | 照明設備の更新を考えているが、建物が複数あり、添付写真が30枚程度になっても良いか。 | 電子申請システムの都合上、添付データは20個までです。20を超える場合は申請フォーム内の市への伝達事項でその旨を記載いただき、別途、メールでの提出をお願いいたします。メールアドレスは、経済企画課（822-9523）へお尋ねください。 |
| 共通 | 7.申請入力<br>(e-kanagawa) | e-kanagawaの写真が20メガまでしか登録できないが、超えてしまう。      | サイズダウンやこちらが内容把握できる限りで数を絞るなどお願いいたします。それでも難しければ、メールで別途送付していただきたいので経済企画課（822-9523）へご連絡ください。                             |
| 共通 | 7.申請入力<br>(e-kanagawa) | e-statに営む業種がないが、どうすれば良いか。                  | 分類不能9999で入力をお願いします。  |

| 枠  | カテゴリ             | Q.質問   | A.回答  |
|----|------------------|--|---|
| 共通 | 8.申請関係<br>(途中変更) | 補助金申請時に、「更新後の設備及び型番」を入力するが、購入しようとした機種がなくなってしまっている可能性がある。変更は可能か。  | 原則申請時の製品を購入いただく必要がありますが、品切れ等やむを得ない理由により変更となった場合、同じ機器（エアコン、冷蔵庫など）であれば可能です。<br>エネルギー使用量の削減内容に変更がないか確認が必要のため、実績報告・請求の際に、変更の理由とエネルギー使用量の変更の有無（省エネ化の内容は変更ない、または変更により消費電力の比較が20%減から25%減に変更、など）を記入したものを添付していただきます。<br><br>※型番の変更により <b>省エネ効果がなくなってしまった場合は、補助対象外</b> となります。 |
| 共通 | 8.申請関係<br>(途中変更) | <ul style="list-style-type: none"> <li>購入しようとした機器が値上がりしてしまった。</li> <li>追加したい機器が出てきた。申請の変更が認められるか。</li> </ul> | 今回の補助金は先着順で、申請額で金額の執行見込みを管理しているため、変更は不可となります。   |
| 共通 | 8.申請関係<br>(途中変更) | 申請した設備から機種の変更は認められるか。  | 機種の変更は、変更した機種の省エネ効果を実績報告の際に示せば可とします。  |
| 共通 | 8.申請関係<br>(途中変更) | 申請時より、設備の金額が安くなった。補助上限の50万円から余裕があるので、追加したいが可能か。<br>(変更取り下げ、再申請は可能か。)   | 一度決定通知をお出しした後の設備の追加はできません。（申請は一度きりで、取り下げたら再申請はできません）  |
| 共通 | 9.補助金振込          | 申請者とは別名義の口座へ補助金を振り込むことはできるか。   | 申請者と異なる他人の口座に振り込むことはできません。  |